

〈史料紹介〉

徳山藩絵図方史料 「絵図方之事全録」

山田 稔

「絵図方之事全録」（徳山毛利家文庫・法制方二二）は、文化九年（一八一二）九月から弘化五年（一八四八）正月に至る間の、徳山藩絵図方関係文書を編年順に収録したものである。作成者は、同藩御用所御法制方で、原表紙に記された文化九〇十一年（一八一四）分以外に、同十三年（一八一六）、文政元年（一八一八）～弘化五年分が追加されている。内容は、任免に関する沙汰が中心であるが、同絵図方の組織や役務を知る上で格好の史料である。

本文中に「大令」と記されるのは「大令録」、「重令」と記されるのは「重令録」（いずれも徳山毛利家文庫からの抽出を示している。ただし、出典が上記であって

も注記を伴わない場合があり、逆に注記があつても「重令録」に該当がない場合もある。いずれにせよ、翻刻に際しては、原本対校を可能な限り行つた。また、対校作業中に確認できた遺漏文書を稿末に掲げた。

本史料の記事から、文化九年（一八一二）九月五日、徳山藩御用絵師朝倉南陵に対して絵図方兼勤が命じられ、同十一年（一八一四）正月二十八日、絵図方役所が設置されたことが判明する。

ちなみに、同役所の設置は、「徳藩年表録 従享保四己亥歳」（徳山毛利家文庫・年表六）および別本の「徳藩年表」（明治四年写、県史編纂所史料四七〇）の文化十一年一月二十八日条にも「絵図方役所建」と記されて

いる。

同藩絵図方が作成あるいは収集、保管した絵図類は、

文政二年（一八一九）の「諸図類目録」（徳山毛利家文庫・目録一五）に九六件、明治初期頃の台帳とみられる

「旧政府御藏日記絵図類書抜牒」（同・目録一九）に二三五件が記録されている。現在、「徳山毛利家文庫」の絵

図類は整理中であり、徳山毛利家に伝来する絵図二十余点（『徳山毛利家歴史資料目録』、山口県教育委員会、一九八九）を含め、同藩絵図の遺存状況の解明は、今後の課題である。

〔原表紙〕
「文化壬申九月後
癸酉十二月
甲戌正月二月
御用所
御法制方

〔原表紙〕
「文化壬申九月後
癸酉十二月
甲戌正月二月
御用所
御法制方

絵図方之事全録

〔銀三枚
縦込・裏〕
本受方手子より絵図方役所手子方間乞合候付、御心付ニ可
被下候

〔銀三枚
縦込・裏〕
本受方手子より御世帯方御意銀式両事

壬申 神村文左衛門 銀一両

〔銀一両
縦込・裏〕
半兵衛

本受方手子より絵図方役所御用向をも受候間乞合候ニ付被下候

壬申代払

御用所御用銀

御受払所

熊谷之

絵図方之事

絵図方之事全録 文化壬申

（表紙）

目録

（文化九年）

一 文化壬申九月五日 朝倉南陵絵図御用兼勤ニ付、

御心付并鳥野甚吉育阿武才治郎絵図方手伝役御雇御沙

汰之事

（文化十年）

一 癸酉十一月廿八日 阿武才治郎絵図方御用出精所

勤ニ付、御増扶持御沙汰之事

（文化十一年）

一 甲戌正月廿八日 於御藏本絵図方役所被立置、

朝倉南陵・阿武才治郎出勤方御沙汰之事

（文化十二年）

一 甲戌二月五日 絵図方役座職掌筋并御用所

役人其向引受方御書付之事

覚

朝倉南陵

鳥野甚吉

右是迄追々絵図御用被仰付、近年ハ其向も彼此差湊候

右之通被仰付候、以上

壬申
九月五日

覚

阿武才次郎

右去秋御雇朝倉南陵絵図方手伝被仰付候処、毎度村方へも御用ニ付罷出、尚当年ハ奈古・大井両村被差越、絵図向届敷相調壹人立之勤格別出精遂苦勞候ニ付、持懸り扶持方へ今壱人扶持相増式人扶持方被下之候条、

弥以出精可相勤候事

右之通被仰付候、以上

癸酉十二月廿八日

朝倉南陵

此度於歳本絵図方役所被立置候条、其向手伝御雇先達て有之通ニ付、時々役所出勤被仰付候、當時受懸御用も差湊候儀ニ候間、本業御用遂繰合手伝勤之者えも無忽様相

此度於歳本絵図方役所被立置候条、其向手伝御雇先達て御沙汰通ニ付、向後役所出勤被仰付候當時御用相湊候儀旁本勤之授筋を相受引受之廉々出精取計可為肝要候

但、毎月二四九之日は先出勤被差除候、尤時々差

甲戌正月廿八日

〔右月番之兩人役達渡之〕
(朱書)

阿武才次郎

但、御用出勤方於時相達候日相ハ格別にて毎月は懸り之兩人役より可相達候

三度宛ニ定出勤被仰付候、其當日々御用筋成丈

之外ハ品ニより自宅ニても御間合候様仕可然候事取締、其余は御用之緩急を以罷出取計御密用調物

甲戌正月廿八日

〔右月番之兩人役達渡之〕
(朱書)

余差懸候、小々用相弁可申之通覚書にして申渡相成絵図方役えも及其達候事

右絵図方役所去年冬迄之本受役所振替にて彼場所被相定候、四疊敷六疊敷板間壹坪分計之所ニテ御世帶役所前椽統棟也

神文

一今度絵図方出勤被仰付候ニ付てハ万端入念相勤可申

候事

一御用相調候物私之趣意を以猥之儀堅仕間敷候事

付、賄賂等を受私曲之取計仕間敷候事

一絵図方御用懸り之儀ハ別て御隠密之筋ニ付、他人ハ不及申、親子兄弟たり共一切相洩し申間敷候事

右偽申上ニおいてハ

梵帝釈

文化十一年甲戌正月廿八日 朝倉南陵

遠藤近助殿

右役所え硯箱二面筆一对中形墨壹挺宛御歳本仕向ニテ為渡之、後ニ筆紙墨之御定追て可相成候事

一右ニ付、役所手子組付壹人本受所算用手子より兼勤、尤根役所用勤重ニ引受絵図方之儀ハ役所朝夕之取計其

阿武才次郎

遠藤近助殿

附、時々御領内廻見をも被仰付候、其向委細は追て
御規定可相成候事

覚

絵図方

一御領村分大絵図享保製十二帖二くゝり外御堺目は勿論
御内向ニおるてハ公地百姓持小林田畠等之堺迄正しく
相立候様重キ向より始追々明細図調被仰付候事

附、享保之後追々之新開田畠又は不表之地惣て道橋

人家川陂山林之増減等相正し、其図面補正ニ可及候
事

一此後々海川山野之新開田畠等惣て之下地之物堺相正し

一月五日

図面調被仰付候、尤検地之節其場所不被差出候時は其
向御役人畠反究帳へ差副出し候分間図略図等之間懸り
兩人役より可相達候間、右ニ拠り候て清図調ニ及申候、
惣て山野田土懸り図類之儀は時ニ臨何ニよらす調被仰
付候事

覚

御藏本

兩人役

記録役

右此度絵図方役所勤被仰付取計方之都合被定置之候、
後々無遺失様相心得其向出精可為肝要候、以上

文化十一甲戌歲

此度絵図方勤役被仰付其向御沙汰通ニ付、図類之調は
於時其懸兩人役取調らへ絵図方役座目録牒及究印、追
て清図御用所納之節ニ御法制座え引受、彼向受取印ニ
及記録役座申合御用所図類目録え記し付、記録役座預

御藏納被仰付候事

本受所
算用手子
壱人

附、古来より有懸図類當時御締不相立事ニ候間、記
録役座え改て引受惣有目録相調、重立候向相欠候分
は向々取しらへ其補ひニも及候様取計可有之候事

一新開之田畠惣て被下地之畠反究其向出役へ懸り之兩人
役申合取究方牒面へ分間図略図之間相調差出せ、右図

を絵図方役座え渡、彼向図面調相成候様取計勿論其時
宜ニより檢地場所え絵図方之者出役も被仰付候間、都
合宜其指引可有之候事

附、檢地方役向調之図面は絵図方調之図面え相添受
取御用所ニおるて其取締可有之候事

一御作事役所ニおるて調出候諸御屋作図其余図類共、向
後懸り兩人役取調引受前条同様にして記録役座預被仰

小使中可申談置候事

丙子九月

文政八乙酉歳

十一月十八日

重令

鳥野又助

文政元戊寅歳

覚

一定三人扶持方

阿武才次郎

右近年御雇絵図方手伝被仰付候処、其向遂出精候ニ付、御含筋も有之、一代御蔵本附被召仕持懸り扶持方え引

結前書之通被下之、絵図方御用被仰付候条、弥以無怠可相勤候事

右之通被仰付候、已上

文化十五年戊寅三月朔日

(朱書)

「右之通於御玄闕御目付役兩人役中列座月番三木四郎五郎申渡之、左候て是迄惣髮之所俗軒ニ被仰付候段兼崎小右衛門を以相達候事」

絵図方書抜

一 文政八乙酉歳

十一月十八日

鳥野又助

右絵図方御用御無人ニ付、鳥野又助儀勤懸りより兼當分候

右絵図方御用御無人之廻、御自分義内々画業相心得候趣ニ付、当分勤懸りより兼絵図方被差出候間、阿武丹蔵申談可相勤候、尤右出勤中帶刀被差免候間、旁可被相心得候

絵図方被差出候間申談可被相勤候

阿武丹蔵

文政十丁亥歳

(朱書)

右絵図方御用御無人之廻御自分義内々画業相心得候趣ニ付、当分勤懸りより兼絵図方被差出候間、阿武丹蔵申談可被相勤候、尤右出勤中帶刀被差免候間、旁可被相心得候

文政十丁亥歳

覺

飯田嘉蔵組
松村文右衛門

右絵図方御用御無人之廻御自分義内々画業相心得候趣ニ付、当分勤懸りより兼絵図方被差出候間、阿武丹蔵申談可被相勤候、尤右出勤中帶刀被差免候間、旁可被相心得候

(朱書)

「二又助御呼出如左」

鳥野又助義產穢被差免、左候て御用有之候間、只今御蔵本へ御差出可成との義ニ御座候、以上

事

丁亥九月朔日 大令

藤井道之助様

兩人役

文政八乙酉歳

十一月十八日

阿武丹蔵

重令

留所役

六月六日

右絵図方御用御無人ニ付、鳥野又助義勤懸りより兼當分候

絵図方被差出候間、申談可被相勤候

鳥野又助より俸要次郎儀於時絵図方役所え召連罷出手助為仕度段伺出候処、本業出精其間合召連罷出候義ハ勝手次第候様可被申伝候

十二月廿四日 重令

故阿武丹藏義、御藏本附ニテ絵図方ニ被召仕候処、当春

令病死候ニ付てハ、以御慈悲右妻子え老人扶持方近年之内被下之候

右故丹藏義、絵図方被召仕候処、数年出精相勤令苦勞候

ニ付趣有之、倅太吉義絵図向相心掛追々御用相立候様取計方心配候様

右南陵義月番處呼出達之
天保一辛卯歲
正月廿八日 重令

阿武丹藏_(跡、脱)親類
朝倉南陵

鳥野又助殿
朝倉牧太様

六月九日 朝倉牧太様
兩人役

故阿武丹藏倅太吉儀、絵図向相心掛御用相立候様兼て御達之趣有之、追々教導相成候得共、現事取扱不申候てハ

絵面量取之意味会得仕兼候間、御用絵図方見習被仰付被下度、御申込之趣御當役申達候、依之御藏本絵図方役所え為見習出勤被仰付、於時は写取現場所えも可被差越候間、兩人役受差図候様太吉え御申伝可成との儀ニ御座候、以上

天保二辛卯歲
正月廿八日 重令

鳥野又助
朝倉中壇

六月九日 朝倉牧太様
兩人役

故阿武丹藏倅太吉儀、絵図向相心掛御用相立候様兼て御達之趣有之、追々教導相成候得共、現事取扱不申候てハ

右倅近助儀絵図方手伝として当分被差出候間、出勤中壇
人扶持方被下之候

天保七丙申年
正月廿八日 重令

鳥野又助
朝倉牧太様

六月九日 朝倉牧太様
兩人役

故阿武丹藏倅太吉儀、絵図向相心掛御用相立候様兼て御達之趣有之、追々教導相成候得共、現事取扱不申候てハ

右父南陵義、故阿武丹藏死去之砌、丹藏倅太吉絵図向相心掛追々御用相立候様取計方被仰付置候処、太吉義追々

右亡父丹藏義、御藏本附ニテ絵図方被召仕候処、過ル
文政戊子歳令病死候ニ付、以御慈悲妻子え近年之内老人扶持被下置候処、身柄及成人追々御用相立候ニ付て

は右扶持方向後身柄え被下之候条、弥以絵図向出精可仕候事

右父南陵義、故阿武丹藏死去之砌、丹藏倅太吉絵図向相心掛追々御用相立候様取計方被仰付置候処、太吉義追々其向相熟候ニ付、此上絵図方御用も可被仰付候条、南陵義乍老体其向功者之義_(御自分、脱)旁申談都合之差引ニ及諸事御為宜遂心配候様南陵え可申聞候

右之通被仰附候、以上
天保七丙申歲
正月廿八日 重令

〔〇〕天保九戌亥歳五月十八日 安野善平
右是迄御雇絵図方出勤被仰付置候処、其向遂出精追々御用相立候ニ付、一代御藏本付ニ被召仕、持掛扶持方え引給定三人扶持方被下之

〔朱書〕
右阿武太吉義、去年已來絵図方見習被仰付置候処、追々其向相熟候ニ付、此上絵図向御用も可被仰付候条、依て
_(御自分義、脱)
絵図方都合之掛り被仰付候間、父南陵申合太吉え諸事

は絵図方都合之掛り被仰付候間、父南陵申合太吉え諸事及差引御為宜心配可有之候

右同人

調方被仰付候通、天保十己亥一月廿四日御沙汰相成候事

五月七日 覚

絵図方

一式人扶持方

右役座之儀は御用多猶御領廻在をも被仰付候内々迷惑有之儀ニ付、格別之訛を以前書之通御役扶持立被下之候事

天保十二年閏正月五日

六左衛門弟

佐藤三四郎

内々画業相心掛け居候ニ付、当分御雇絵図方被差出出勤中壱人扶持方被下之帶刀被差免候

右御雇絵図方出勤被仰付置候處、日勤之役所内分迷惑筋も有之趣ニ付、半扶持方相増都合壱人半扶持方勘渡被仰付候間、弥以出精所勤可仕候事
右之通被仰付候、以上

甲辰十二月廿四日

天保十五甲辰歳九月十八日

覚

安野善平

一切米拾五石

右父文右衛門義、一代御仕成被仰付絵図方役所出勤被仰付候處、格別出精相勤御領村方絵図過半相調其上近

右一代御藏本附被仰付絵図方出勤被仰付候處、其向出精御用相立候ニ付、是迄被下置候三人扶持方高直ニし附ニして彼役所出勤仰付候事

弘化二年己巳十二月廿二日

松村幸吉

〔遺漏〕「重令録 天保六年」（重令録二七）
〔天保六年〕
一六月十四日

故丹藏伴

阿武太吉

年切戻之義ニ付現地取調方等届鋪其筋ニ付ては御為筋不少儀候、依之御含筋も有之候処、先般令病死候ニ付、身柄へ前書之通被下之、一代御藏本附格被召仕絵図方右之通被仰付候、以上

弘化二年己巳三月廿三日

仰附候

弘化五戊申歳

覚

和助伴

国広彦右衛門

右近年嫡子より御雇絵図方出勤被仰付置候処、其向出精相勤候ニ付、御藏本附本主座御雇被召仕候、依之御雇中切米高拾五石被下之、絵図方出勤被仰付候条、弥相励所勤可仕候事

戊申
正月十五日